あずま　ひろき通信

2019 年
4 月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集　民法改正で、自筆証書遺言が使いやすくなりました！

遺言書には、公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言の 3 種類があります。昨年行われた民法改正では、そのうちの自筆証書遺言が大きく変わり使いやすくなりました。

主な改正点は以下の通りです。

・財産目録について、パソコン作成、代筆、登記事項証明書や預金通帳のコピー等の利用が可能に（ただし、自筆でないページはすべて署名押印が必要）。

・自筆証書遺言を法務局で保管できる。

・保管制度を利用すれば、「検認」は不要。

自筆証書遺言とは、遺言者が自分で遺言の内容を紙に手書きをし、日付と氏名を記し、署名押印し作成する遺言書のことをいいます。従来は財産目録も含め、すべてを手書きで作成する必要があり、保管も自分で行い、相続時に親族が自筆証書遺言を見つけた場合は、その遺言書を未開封のまま裁判所に持ち込み「検認」の手続きを受けなければなりませんでした。それが、今回の改正によりパソコン作成や登記事項証明書の利用等が可能となり、法務局での保管制度が新設され、この保管制度を利用すれば「検認」の手続きも不要となります。

ただし、自筆証書遺言の作成には一定の書き方が定められており、不備があると遺言の効力が失われるため、きちんと作成する必要があります。よって、確実に遺言書を作成したい場合は、やはり公正証書遺言の作成をお勧めいたします。なお、パソコン作成等については 2019 年 1 月から、法務局での保管制度については 2020 年 7 月から施行される予定です。

？ マネークイズのコーナー

海外旅行の費用について、GW や年末年始を除くと、一番安い月はいつでしょうか？

1　　1 月と 12 月
2　　4 月と 9 月
3　　6 月と 10 月

（答えは裏面にあります！）

今月のお知らせ

4 月の中頃の季節を指す言葉に、虹始見と書いて「虹はじめてあらわる」というものがあります。古来、虹は夏の物とされていました。同様に、「虹かくれて見えず」は 11 月の中頃を指します。雪の季節が終わって暖かな雨を感じたら、今年初めての虹を空に探してみてくださいね。

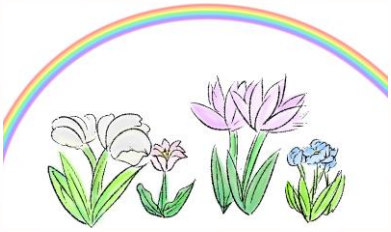

コラム　債券価格と金利の関係を確認しよう！

債券には国が発行する国債、企業が発行する社債などがあります。債券とはいわゆる借用書、つまり、国や企業にお金を貸していることを証明する証書と考えてよいでしょう。お金を貸しているので満期があり、満期がくると貸した分のお金が返ってきます。そして、貸している期間にはあらかじめ決められた利息を受け取ることができる、というのが基本的な債券の仕組みです。よって、満期まで債券を保有していれば、元本は返ってきます。しかし、債券は期間途中で売却することも可能です。途中売却時は時価で売買されるため、元本割れすることもあれば、上回ることもあります。その時の債券価格に大きな影響を及ぼすのが金利状況です。債券価格と金利には「金利が上昇→債券価格が下がる」「金利が下落→債券価格が上がる」という関係があります。

例えば、A さんが X 社の債券（期間 10 年、利息 2%、価格 100 万円）を購入したとしましょう。2 年後、A さんは X 社の債券の売却を考えました。その時、世の中の金利が上昇していたとします。市場には Y 社の債券（期間 8 年、利息 2.5%、価格 100 万円）が売出中です。A さんが売却する X 社の債券と Y 社の債券、どちらの人気が高いでしょうか？残存期間が同じならば利息が高い方がよいですよね？よって、A さんの X 社の債券は 100 万円よりも価格を下げなければ売れない、ということになります。

（※ X 社と Y 社の信用度は同等とする）

A　マネークイズの答え

正解：1

日本で予約する海外旅行の料金は、GW や年末年始を除くと、一般的に 1 月から夏休みに向かって上昇し、夏休みから 12 月に向かって下落する傾向にあるといわれています。

編集後記

【顧問の先生】

母校の軟式テニス部の顧問の先生が定年退職ということで、先日新しい顧問の先生が決まりました。それがなんと、僕が中学一年生の時の担任の先生！！

当時 30 歳で「若手」と言われていた先生も、今年で 47 歳です（^^;）。

お世話になった先生が顧問ということで、学校にも部活にもまた遊びに行きやすくて嬉しいですね。

発行

ソニー生命保険株式会社　新宿ライフプランナーセンター第２支社

〒151-8583　東京都渋谷区代々木 2-2-1 小田急サザンタワー10F

携帯電話：090-9676-1024　TEL：03-5358-1822
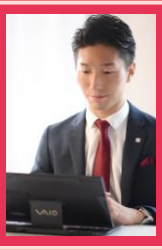
ライフプランナー　課長代理　東宏樹（あずまひろき）